

令和元年10月1日から

幼稚園を利用するお子さんの利用料が**無償化**されます。

(名古屋市民のみなさまへ)

幼稚園をご利用の皆さま

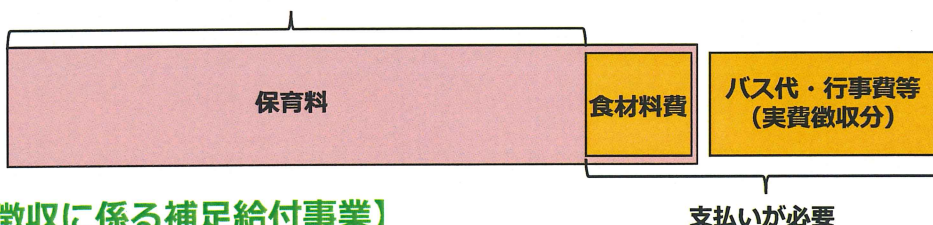
【利用料の無償化】

- 満3歳になった日から小学校入学までのお子さんの利用料（保育料・入園料）が月額25,700円まで実質無償化されます。

無償化の対象となるには、まずは認定申請書の提出が必要です。詳しい手続きは9月ごろ改めてお知らせします。（令和元年度は保育料等を一旦幼稚園にお支払いいただき、給付費を償還払いします。令和2年度以降は現物給付となる予定です。）

なお、保育料に食材料費が含まれる場合、その部分を除いた費用が無償化の対象になります。

無償化の対象



【実費徴収に係る補足給付事業】

- 年収360万円未満相当世帯のお子さんと、小学校3年生から数えて第3子以降のお子さんについて副食費（おかず代・おやつ代等）に対して、月額4,500円を上限として給付費を支給します。
詳しい手続きは11月以降に改めてお知らせします。

預かり保育を利用する皆さまへ

【対象者・利用料】

- 預かり保育の無償化の対象となるためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

「保育の必要性の認定」は、保育の必要な事由（認可保育所等の利用と同様）に該当する場合に、各区役所に申請することで受けることができます。（満3歳児については、住民税非課税世帯のみ対象となります）

※主な保育の必要な事由：就労、疾病等、親族介護、就学、産前産後、求職活動等（裏面参照）

- 利用日数に応じて（450円×利用日数）最大月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化されます。

【請求・支払の手続きについて】

- 「預かり保育」については、次のような流れで、名古屋市が保護者へ費用をお支払いいたします。

- ① 保護者が施設に利用料をお支払い
- ② 保護者が名古屋市に費用を請求
- ③ 名古屋市が保護者に直接費用をお支払い

※保育の必要性の認定や請求の詳しい手続きについては9月ごろ改めてお知らせします。
※名古屋市外にお住まいの方は、それぞれお住まいの市町村にお問合せください。

「保育の必要性」とは

○ 保育の必要性があると認定されるのは、保護者のいずれの方も下表の条件に該当する方です。

保育の 必要な事由	具体的な保護者の状況	利用期限
就 労	月64時間以上、労働をすることを常態としていること。	最長で、お子さんの小学校就学前日までの期間内で左の状態が継続すると見込まれる期間
産前産後	出産予定日8週間前（多胎妊娠の場合は、14週間前）の日から出産日後8週間を経過するまでの期間内にあること。	出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾 病 等	医師が作成した診断書により保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること、または、右に掲げる手帳の交付を受けていること。	① 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している場合は、お子さんの就学前日まで ② その他の場合は、医師等の作成した診断書に記載されている終期まで
親族介護	1日につきおおむね4時間以上同居の親族その他の者を介護することを常態としていること。	
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	就労する意思があり、求職活動に専念していること。	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	1日につきおおむね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。	卒業（修了）の予定日が属する月の末日まで
発達援助	心身の発達に遅れのあるおおむね3歳以上のお子さんを監護しており、そのお子さんの障害の程度が別に定める基準を満たしていること。	お子さんの小学校就学前日まで
育児休業	下の子の育児休業中であること。	育児休業終了日の属する月の末日まで

※名古屋市外にお住まいの方は、お住まいの市町村にお問合せください。

お問合せ先

【利用料の無償化・補足給付に関すること】
名古屋市教育委員会事務局教務部学事課

TEL: 052-972-3219

【預かり保育の利用料の無償化に関すること】
名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室

TEL: 052-971-1101